

# 平成 30 年度 第 1 回 松戸市地域自立支援協議会 議事録

日時：平成 30 年 8 月 8 日（水）

午後 2 時～4 時

会場：松戸市役所 7 階大会議室

## 1. 開会

事務局より委員欠席状況報告（欠席：今成委員、鈴木委員、増田委員、道塚委員、米持委員）

## 2. 委嘱状交付

郡福祉長寿部長より、各委員に委嘱状交付

任期：平成 30 年 8 月 1 日から平成 32 年 7 月 31 日まで（2 年間）

## 3. 郡福祉長寿部長挨拶

## 4. 各委員による自己紹介

## 5. 障害福祉課職員紹介

## 6. 会長及び副会長の選任

松戸市地域自立支援協議会設置条例第 6 条第 1 項に基づき以下のとおり会長及び副会長を選任。

会 長：雑賀委員（松里福祉会）

副会長：近藤委員（千葉精神保健福祉ネット）

## 7. 資料確認・議事進行確認

事務局より、会議と議事録の公開について、当会議は、松戸市情報公開条例第 32 条に基づき、公開を原則としていること、今年度より個人情報等に十分留意した上で原則として松戸市ホームページでも閲覧できるようすることを報告。また、半数を超える委員が出席しており、条例第 7 条第 2 項により正式に成立していることを報告。

会の公開について、6 名の傍聴の申出について報告。議長より入場許可。

## 8. 各専門部会より活動報告

菊池委員：地域生活支援部会について、別添資料（P1～2）に沿って説明。

障害者が住み慣れた地域で、自分らしく住み続けるための支援体制の確立と、障害者が可能な限り、本人の望む地域で、他の人々と共生し、生活できるための支援体制の確立を目的に活動している。

今年度の活動は、「地域包括ケアシステム」・「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」構築のための話し合い。これは国の重点施策にもなっており、優先度が高いと判断したため当部会で取り上げることとなった。その結果、①精神科病院の退院支援に関すること②障害者の高齢化に関すること③障害者の医療問題の3つを中心に議論するため、部会員を3班に分け、各々のテーマについて話し合っている。精神科病院の退院支援や精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを、ということで精神障害が着目されやすいが、どのテーマに関しても、障害種別関係なく、障害全般を対象として考えているので、誤解のないよう補足させていただく。

昨年度初めて開催した松戸市総合防災訓練の講義については、大変好評をいただいた。テーマにはなっていないが、継続的に参加、実施できるよう今年度も議論を進めている。

昨年度開催したヘルパー事業所連絡会とヘルパー掘り起こし研修は、テーマとして見送ると記載したが、今後検討や実施をしないというわけではない。地域包括ケアシステムに沿った議論をしていく中で、連絡会等もどのように展開していけるのか、昨年までの実績をふまえて検討していく予定。議題に膨らみがある点も含めて、今後修正を行っていく。

活動実績は資料参照とし、割愛。

<成果>

#### ①精神科病院の退院支援

精神科病棟の入院患者の中で、主に地域移行支援等の障害福祉サービス対象外の方に対する退院支援について、病院、グループホーム、相談支援専門員、それぞれの立場から課題を出し合った。退院前と退院後、それぞれに関わる支援者が安心して支援ができる体制を検討するために、「体験」をテーマとし、アンケートの実施も視野に、どのように進めていくか検討中。

#### ②障害者の高齢化

昨年度実施した「知的・精神等に障害のある高齢者の介護施設利用に関する調査」をもとに、高齢者施設において障害のある高齢者の対応をよりよくするための検討を行った。調査結果より、障害者の対応を相談できる先について医療機関以外ほとんど把握していないこと、障害についての研修を実施している施設が2割にとどまることがわかった。この結果をもとに、障害分野と高齢者分野との連携の強化や、研修の実施について検討していく。

#### ③障害者の医療問題

部会員がそれぞれ支援する中で直面した出来事を挙げ、障害特性・環境・薬・意思決定・制度といった大項目に分類し、整理を行った。

<課題>

#### ①精神科病院の退院支援

退院にあたって、患者本人が退院後の生活のアセスメントを行う場がない、ということが大きな課題。退院支援を行う病院だけでなく、受け入れ側となり得るグループホーム、またその支援を行う相談支援事業所に対して、地域で生活する上で、何が課題になっているのか等、地域情勢の把握をどのように行うか検討していく。

#### ②障害者の高齢化

高齢者施設では障害者の対応についての相談先をほとんど把握しておらず、また、障害につ

いての研修を実施している施設が少ないことから、高齢者分野に対して、どのような形で研修を進めていけるか検討していく。

### ③障害者の医療問題

全障害が対象と幅が広く、かつ、受診を妨げる要因についても幅が広い中で、適切な医療が提供される仕組みづくりのために、情報収集の方法について検討していく。

玉村委員：相談支援部会について、別添資料（P3～19）に沿って説明。

計画相談の作成率及び質の向上を目的に、松戸市の相談支援体制の役割を分析・改善し、支援体制の充実を図るとともに、他分野との連携の強化を進めていくことと、障害のある当事者やその家族が生活に必要とする支援について検討することを目的として活動している。

上半期の活動実績として、相談支援体制の現状と課題を把握するためのアンケートを実施した。実施の経緯は次のとおり。昨年度の相談支援部会で、相談支援体制の再構築へ向けた議論や、事業所間の連携体制モデルの定着等を進めてきた中、平成30年度には、障害者総合支援法の改正など、様々な変動があり、今後の相談支援体制の役割やあり方を考えるにあたっては、7ページの真ん中の①から③に列挙するような、障害福祉を取り巻く各課題への対応を行う必要が生じた。まず1つ目の課題として、①のとおり、地域共生社会を実現し、制度の縦割りを超えた包括的支援体制を整備するため、高齢者分野、医療分野などの他分野と密接に連携できる体制づくりが求められる。2つ目の課題として、②のとおり、平成32年度末の地域生活支援拠点の整備を見据え、その基盤となるよう、相談機能を強化する必要がある。そして3つ目の課題として、③のとおり、松戸市の障害福祉の計画作成率は近年横ばいの状態にあるため、相談支援に従事する機関・人材を効率的に運用するための方策も必要となる。なお、計画作成率の具体的な推移は、6ページの表を参照。以上3つのポイント、とりわけ①の、障害福祉以外の分野との連携を想定して、相談支援体制の分析及び見直しを行うにあたっては、障害福祉分野の内と外、両方の支援機関から情報収集することが有意義であると考えられる。そのため、この度のアンケート調査を実施するに至った。

具体的には、市内の相談支援事業所及び地域包括支援センターと、その他、市内外の医療・教育・就労等の関係機関を含め、計80ヶ所にアンケートを送付。8ページ以降の集計結果のまとめについては、時間の関係上、割愛。

アンケート実施によって把握された、今後の相談支援体制整備における課題点について説明。

（17ページ参照）今後、相談支援体制の見直しを行うにあたっての課題は、大きく分けて、「地区ごとの身近な連携体制づくり」と「市役所内の担当課同士の連携強化」、この2点になると考えられる。まず1点目の課題、「地区ごとの身近な連携体制づくり」について、今後の相談支援体制で改善が必要なポイントを質問したところ、「市内を地区ごとに分けた身近な圏域で密な連携体制を作る必要がある」、との意見が、とりわけ相談支援事業所より多く寄せられた。地区で分けた支援体制というと、保健福祉センターを中心とした3圏域や、地区社協や地域包括ごとの15圏域があり、同様の体制づくりを障害福祉の分野で進めた場合、17ページ中ほどの「①地区で体制を分けることによる相談機能の強化」に挙げたような、様々な面で利点があると考えられる。利点の1つ目としては、地区ごとの身近な範囲において、相談支援事業所や障害福祉サービス事業所同士が顔の見えるネットワークを作ることにより、情報共有や協力体制作りに迅速性・一体性が増す、という点である。例えば、対応が困難な

要支援ケースがあった場合にも、すぐに地区全体で共有して、単独の事業所に負担を抱え込ませない、といったことが期待される。利点の2つ目としては、障害福祉の相談支援体制は概ね地域ごとに分けられていることが多いため、それに準じることができれば同じ地区を共有する他分野の支援機関との間で、制度や縦割りを超えた頻繁な情報・知識・意見の交換が促される、という点。例えば、さまざまな関係分野の担当者を集めて、地域に特有の課題点等を取り上げるような検討会についても、地区に分かれた小さめの単位であれば、実施しやすくなることが見込まれる。加えて3点目の利点として、地区ごとで支援ケースを割り振りすることとなれば、相談支援事業所と利用者の所在地が離れていることに伴う業務上のロスが減少し、限られた人員を効率的に運用することに繋がるものと思われる。

なお、18ページ②のとおり、こうした地区ごとの相談支援体制づくりを推進し、相談機能を強化していくにあたっては、そのサポートとして、地域の社会資源を分野横断的に熟知し、組み合わせや助言・情報提供を行えるような人材の配置も、同時に行うことが効果的と思われる。18ページ中ほどの小文字の1から小文字の3に列挙している、複数のアンケート集計結果からも、そういった分野横断的な人材が、今後ますます必要とされるであろうことが読み取れる。

以上をまとめ、18ページ③のとおり、地区を分けた圏域ごとの相談支援体制の整備と、分野横断的な人材の配置によって、様々な面での相談機能の強化が見込まれる。また、それだけではなく、地区ごとでの研修等をきめ細かに実施することで、地域の人材育成や体制づくりといったボトムアップ機能も、発揮されることが期待される。加えて、該当地区の住民や事業所等へ、どこへ相談すればよいかを周知することも容易になるのではないかとと思われる。次に、今後の相談支援体制の整備における2点目の課題、「市役所内の担当課同士の連携強化」について説明。(19ページ参照)アンケートにおいては、とりわけ障害以外の分野から、行政内部における担当課同士の連携強化を求める声が多く集められた。この点、松戸市においては、包括的な相談支援システムの検討や相談機関同士の連携の場として、福祉相談機関連絡会が設置されたばかりであり、今後、行政内部での担当各課の連携強化は、この連絡会を中心として進められることが想定されるどころ、その情報収集等に努め、事業所間と行政内部の両輪で、分野をまたがった連携を進めていく必要があると考えている。

以上で、この度実施した、相談支援体制に係るアンケートの実施報告とさせていただく。アンケートの成果として得られた、現状及び課題点について、今後、体制の見直しや、支援者のスキルアップ等へ活用していきたいと考える。

それでは、今年度上半期における、相談支援部会の活動実績の報告に戻らせていただく。(4ページ参照)活動実績の2つ目として、(3)「学校と福祉の連携推進」にあるとおり、学校現場との連携や情報共有を図るため、5月と6月にそれぞれ1回ずつ、特別支援学級関係者へのプレゼンテーションを実施。結果として、5ページ上段「成果」の(2)のとおり、障害児支援等に関連する情報等については、学校側にも一定のニーズがあることを確認できた。今後の継続的な関係作りにつなげていきたいと考えている。

今年度下半期へ向けた課題は、5ページ下段の(1)から(3)に列挙。まず1点目として、先ほど報告したアンケートの分析結果や計画作成率の現状、それから、このあとに取り上げられる委託相談支援事業所の事業評価も踏まえて、相談支援体制の充実と連携強化のための

具体的方策を検討していく。2 点目として、上半期に実施した教育現場との情報交換を実施したところだが、その継続だけでなく、医療などの他の分野に対しても、アプローチしていく必要があると考えている。3 点目に、昨年度の第 2 回本会議でも報告した相談支援ガイドについて、その見直しや周知、活用方法等の検討を、継続して進めていきたいと考える。

古川委員：就労支援部会について、別添資料（P20～22）に沿って説明。

今年度より工賃班、一般就労班の 2 班に分かれて、それぞれの活動目的について話し合っている。活動目的は、障害者雇用の拡大と賃金・工賃の向上。就労支援部会の構成メンバーとして、就労移行支援事業所はこれまで 1 ヶ所だったが 2 ヶ所に増え、就労継続支援 A 型事業所も 2 ヶ所参加していただいている。

活動内容について、平成 31 年 2 月 8 日、一般就労班は企業への啓蒙・啓発をテーマに 4 市合同企業向け雇用セミナーを実施。企業が障害者雇用に対し、課題に感じていることを調査するアンケートも実施予定。工賃班について、平均賃金・工賃の向上と、職員のスキルアップをテーマとし、8 ページ上段のとおり A 型・B 型事業所のネットワークづくりに向けて活動中。1 回目は既に終了し、19 事業所中、17 事業所 26 名参加。事前に自己紹介シートを作成いただき、それに基づき、自事業所の紹介を行った。今後は、各事業所の抱えている課題や当該ネットワークに期待することを踏まえて 2 回目の内容を検討していく。

<課題>

#### ①障害者雇用の拡大

松戸市は、ハローワーク松戸管内において、平成 28 年度実績の就職者数は 1 位ではあるが、障害者数の割合で考えると他市と同水準である。ちなみに、就労移行支援等を利用して就職した松戸市民は 78 名、就労移行支援の利用者数は 245 名、就労移行支援利用者数と就職者数の比率を考えた場合、割合としては 32%。他市の場合、26%や 31%であり、割合としては同水準。また、企業の雇用率は 1.64%で、全国数値 1.9%台を大きく下回っている。数値を上げていくため、セミナーやアンケート調査等について部会で検討していきたい。

#### ②平均賃金・工賃向上、職員の支援の質の向上

平成 28 年度の就労継続支援 B 型事業所における平均工賃月額が 19,170 円、就労継続支援 A 型事業所の平均賃金月額が 41,605 円であり、B 型は平均工賃 2 万円にあげていくこと、A 型は生産活動から最低賃金を払えるようにすることが課題となっている。先述のとおり、セミナーやネットワーク構築によって課題解決に取り組んでいきたい。

事務局：権利擁護部会について、別添資料（P23～27）に沿って説明。

障害者の虐待防止、養護者に対する支援や権利擁護に関する課題等について、情報提供や関係機関等の連携を図るとともに、課題解決に向けて専門的に検討し、障害者等への支援体制の整備を図ることが活動の目的。

今年度は年 6 回の会議を予定しており、これまで 2 回の会議を開催。活動のひとつとして、虐待の終結過程に関する報告と検証を行っており、平成 24 年度から 28 年度までと、29 年度を比較すると件数がほぼ倍であり、虐待認定件数は 3 倍。権利擁護部会の委員の皆さんにも、検証の過程において多くの時間を割き、ご協力いただいている。

啓発活動について、資料のとおり、10 月 5 日、従事者向け研修を予定。また、市民向けとして差別解消支援地域協議会と合同で権利擁護講演会を予定。この研修は虐待防止と差別解

消の両方をテーマとしている。

#### <活動成果>

##### ①障害者虐待の対応・終結過程に関する報告と検証

平成 30 年 6 月末日時点において、今年度の新規受理件数は 11 件となっているほか、過年度から解決に至っていないものが 25 件。これらについて事務局から報告を受け、検証を行っている。

また、平成 29 年度に受理件数が激増したことを受け、課題整理や啓発等、事例検証以外に本部会に求められている役割についても十分に協議等を行えるよう、一部の役割が重複していたコアメンバー会議（虐待の対応方針を決める会議）との間で、平成 30 年度より役割分担の整理を行った。対応方針の決定について、これまではコアメンバー会議で決定した内容を権利擁護部会で修正を図っていたが、平成 30 年度からはコアメンバー会議で全て決定することとした。権利擁護部会では、動き始めた後に報告を聞いてもらう形になっている。また、これまではコアメンバー会議の中で虐待対応としての終結を判断した後、権利擁護部会の皆さんに妥当だったのか検討していただき、場合によっては差し戻し、虐待対応を再開していたこともあった。これについても、コアメンバー会議に全て役割を集約し、権利擁護部会には終結後にその過程を報告し、差し戻しまでとはいかないが、検証を行っていただく形に見直している。コアメンバー会議に権利擁護部会の役割の一部を移管するに際して、権利擁護部会員でもある神保弁護士にコアメンバー会議の構成員になっていただいた。このように、コアメンバー会議の強化を行った上で役割の見直しを行っていることを申し添える。

##### ②予防・啓発活動

障害者虐待防止に関する講演・研修を継続的に実施しており、昨年度に引き続き、施設職員向け研修会と市民向け講演会を開催することとしている。

平成 30 年 10 月 5 日には、施設職員向け研修会の開催を予定している。昨年度、好意的な評価を多くいただいたことから、昨年度と同様の内容での実施を検討している。一方で、研修終了時間が予定を超過してしまったことに対しては批判的な意見が多く寄せられており、本年度は的確な進行管理を心掛けたいと考えている。市民向け講演会については、平成 31 年 2 月 23 日の開催を予定。内容については、昨年度と同様、虐待防止だけでなく、権利擁護のもう 1 つの側面である差別解消も含めたものを想定している。講師等の詳細については、昨年度のアンケート結果も踏まえて、今後検討していくが、「誰もが自分らしく、お互いの存在を認め合い、安心して暮らせるまち」づくりのきっかけとなるよう、住民の方に気軽にご参加いただけるものにしたい。

##### ③医療との連携

これまで、障害者に対する身体的虐待等の疑いがあった際、相談できる医師がいないことから、市において対応に苦慮することがたびたびあった。しかし、実績こそないものの、平成 30 年 4 月より、松戸市医師会のご協力を得て、緊急時等に医師の助言を受けられる体制が整っている。また、平成 30 年 4 月設置の松戸市在宅医療・介護連携支援センターにおいて、本年 10 月より障害者に対する支援も行われる予定となっている。以上のとおり、医療との連携については大きく進展があったが、これら方策の活用状況を踏まえつつ、今後も医療との連携については推進を図っていきたい。

## <課題>

### ①居室の確保

緊急避難先としての居宅については、従来から確保に苦慮していると市より報告を受けている。平成 29 年度は、市において虐待があったものとして対応を行ったもののうち、ほぼ半数について被虐待者からの分離を行っているが、このうち居室の確保に困難が伴ったものも少なくない。一方、障害福祉サービスの短期入所は、制度面や報酬上で、参入のハードルが高いとの指摘もあることから、現状では急速な拡大は見込めない。その中で、松戸市内には、空床利用として障害福祉サービスの短期入所の指定を受けた介護保険サービス事業所が現れており、また、別の介護保険サービス事業所に共生型サービスとして短期入所の指定を受ける予定があるといったように、介護保険サービス事業所の短期入所への参入が見られるようになってきている。介護保険サービス事業所との連携を深める等、これらの効果的な活用や拡大の方策について検討していきたい。

### ②障害者権利擁護ネットワークの強化

本部会は、平成 25 年度の準備会を経て、平成 26 年度に保健・福祉の関係者、及び当事者を部会員として発足した。翌平成 27 年度には、ネットワークの強化を図るため、弁護士を部会員に迎えた。しかし、近年の相談件数の増加に伴い、暴力団の関与が疑われる案件、障害者と高齢者とが互いに虐待しあっている案件、虐待として相談を受けていたが結果として差別であった案件等、内容も高度化・複雑化していることから、市全体としての対応力を向上させるための方策について検討してきた。本部会では、その第一歩として本部会とコアメンバー会議との間で役割分担の見直しを行ったが、次の方策として、高齢者や児童の分野での先行事例を参考に、権利擁護部会を「(仮称) 松戸市障害者虐待防止ネットワーク」へと改組することを決議している。市に対しこのネットワークの構築を求めるとともに、委員の皆様にはネットワーク構築時の本部会の解散についてご同意をいただきたいと考えている。なお、本部会員のほとんどが「松戸市障害者差別解消支援地域協議会」の委員を兼任しているという実態もあり、同じ障害者の権利擁護を取り扱う合議体として統合することも視野に入れて、今後「(仮称) 松戸市障害者虐待防止ネットワーク」と「松戸市障害者差別解消支援地域協議会」との連携や情報共有の在り方について検討を行っていく予定である。

藤田委員：こども部会について、別添資料（P 29～30）に沿って説明。

障害のあるこどもとその家族の「相談と支援」について、現状と課題の共有及び、障害のあるこどもとその家族が安心して生活するために必要な「支援」についての検討を目的として活動している。

活動内容はライフサポートファイル（以下 LSF）の検討と、早期相談支援マップの活用について。LSF は 10 月の配布予定を目指しており、4 月から現在まで LSF に重点を置き、このテーマ一本に絞り会議を進めてきた。早期相談支援マップについてはほぼ完成しており、LSF 配布後の 10 月以降検討予定。子ども政策課や障害福祉課で作成しているガイドブック等と重複する部分もあるが、早期介入するにあたって、まずは社会資源を知っておくことが大前提になると思われるため、改めていろんな情報を集約する。支援マップを日々の活動の中で使いながら、さらに活用していくため 10 月以降検討していきたい。活動実績は資料のとおり、LSF について重点的に検討を重ねてきた。

## <成果>

### ①LSF が活用される仕組みづくりの検討

千葉県による「LSF 等の導入状況調査票（平成 29 年 10 月時点）」において、活用状況を「比較的よく活用されている」と答えた市町村は 27.9%であった。事業を開始するにあたって、単に作成・配布するだけでなく、配布後に活用してもらうための仕組みづくりにも重要性を見出し、時間をかけて検討を行った。目標としては、支援が必要な子どもが抜けなく、切れ目なく支援を受けられるために LSF を活用し、保護者が持参する、支援者が活用するのが当たり前となるような支援体制を構築する。その目標を達成するための手段は次のとおり。

#### ①活用場面の積み上げ

活用場面を周知するため支援者、利用者へ向けてチラシを配布予定。

#### ②モチベーションの維持

LSF を手に取った人が 使い続けていくためにモチベーションの維持が大切だと考える。現在もこども子育て・発達支援研究会が主催で定期開催している「LSF 作ろう会」について、支援者や利用者に対して案内ができるような情報提供も必要だと考える。

#### ③内容の改善

配布者の名前や連絡先をリスト管理し、障害福祉課が集約。利用者にアンケートを郵送し、使いにくいところ、使い勝手が良かったところ、いつ活用したかななどの調査に基づき修正し、改善を図る。

#### ④フォローアップ

配布時に聞き取りを実施し、フォローを希望すると回答いただいた方に対しては配布機関から電話による連絡を取る。希望しない方に対しても、利用者全体に対して一定期間経過後、予定としては概ね半年後にアンケートを送付することでフォローを行う。

## <課題>

①初年度ということで、ぜひ活用してもらいたい方、活用の希望がありそうな方に向けた周知を検討してきた。今後はより広い利用者層に知ってもらい、定着するような周知・啓発方法について検討していく必要がある。

②LSF の特徴として、大きく効果を発揮する場面は就学時などライフステージが変わったときや、障害年金の申請をするときなどであり、利用者が渡されてすぐにメリットを実感しづらい部分がある。内容の改善や体制の見直しなど、今後長期的に取り組んでいく必要がある。

## 9. 委託相談支援事業所の評価について

事務局：委託相談支援事業所は、松戸市の相談支援の中心的な役割を担うため設置し、その質を高めるためには、毎年、事業に対しての評価が必要となる。

前回、平成 28 年度事業の評価については、基幹相談支援センターのみが評価対象であり、自立支援協議会の中から 5 名を評価担当者として選出し、基幹相談支援センターを訪問した上で評価をしていただいた。

今回、平成 29 年度事業に関しては、他にふれあい相談室、ハートオン相談室（身体・知的・精神）の計 5 事業所が評価対象となり、①5 月 22 日（評価担当者 5 名）、②5 月 25 日（評価



担当者4名)により2回に分けて実施。評価当日の流れとしては業務内容を各事業所に報告→質疑応答→ふれあい相談室を見学し、文書等個人情報の管理方法、相談の受付体制等もふまえて評価シートに記入していただいた。評価項目は全て5点満点だが、委託内容によって評価対象となる項目や該当数が異なるため、満点の数値は事業所ごとに違っている。当日の所感については、評価担当者としてご参加いただいた平山委員よりご報告いただきたい。

平山委員：平成28年度事業と29年度事業の両方を見させてもらった。平成28年度は基幹相談支援センターを見学し、今回はふれあい相談室を見学。ハートオン相談室は見るができなかつたので口頭での説明及び質疑応答をふまえて評価を行った。委員によって感じ方は相対的に異なると思うが、感じたことを報告させていただく。私自身途中で確認して理解できたところだが、今回の評価対象となる部分は計画相談の事業所としての役割を除き、一般相談の部分についてのみということであった。ふれあい相談室やハートオン相談室は計画相談をメインで行ってきた経緯に加え、開設して間もないということもあり、一般相談としての対応はまだ不十分だと感じられた。計画相談と一般相談の違いを明確にし、各事業所で対応していけるよう期待する。また、どの事業所も、とりわけハートオン相談室はスタッフ数が不足しているということで、現場としては対応しきれない部分も出てきてしまっているという印象があった。委託費の見直しを含め、十分対応できるような体制づくりを松戸市として援助してほしい。

ハートオン相談室の評価の中で点数が低く出た項目について見ていく。職員体制は先ほど述べたように、まだ体制が不十分という印象だった。事業所間の連携は、困難ケースは基幹に振ったり、まだ頼っている部分があるように思う。権利擁護は、一般の方向けの周知や研修等の取組みについて検討していく余地がある。今後、自分達の役割を考えながら体制づくりに取り組んでほしい。

雑賀委員：他の評価委員の方、補足はありますか。

古川委員：全体的にすごく皆さん頑張っているが、疲れているのではないかと心配になる。相談支援を行うということは、様々な福祉のことを知っていて、スペシャリストである。この方々が疲れて見えてしまうような状況が問題。次を担う方々の憧れとなってもらいたいと思う。

荻野委員：当事者としては、一般相談から計画相談に繋げてほしい。周りを見ると、相談員がいない人がまだまだ多いので、計画相談がつく体制をぜひ整えてもらえたらと思う。

雑賀委員：他に意見ないようだが、これまでの評価を受けて事務局からは。

事務局：評価担当者の皆様におかれましては、ご多忙の中、評価会の実施にご協力をいただきまして、ありがとうございました。

昨年度より、相談窓口の役割分担の見直しを行ってきたが、相談支援部会から報告があったとおり、障害福祉のみならず、分野を越えた松戸市全体における相談支援体制の見直しが必要とされている。引き続き、相談支援体制の見直し・改善検討に取り組んでいきたい。

## 10. 議事に関する質疑応答

雑賀委員：ありがとうございました。各専門部会の活動報告、委託相談支援事業所の評価の報告を受けて、意見交換に入りたいと思いますが、まず私より質問させていただく。相談支援部会

の報告の中で拠点の話が触れられたが、拠点についてはどのように進んでいるか。

事務局：拠点の整備は多機能拠点整備型と面的整備型の 2 つの方法がある中で、本市においては面的の方針を採り、昨年度から検討を進めてきたところである。

拠点の役割は相談機能の強化、人材育成、地域の体制づくり、緊急時の受け入れ体制、体験の場の提供が挙げられる。昨年度は様々な事業所に集まっていたが、拠点を開始した場合どういう問題があるのか、どう整備すれば機能するのかといった検討を行った。その議論をふまえ、事務局として情報を整理している。併せて、共生型サービスが始まったため、高齢者関係から障害福祉関係への進出を考慮した上で調整、整理をしているところである。また、国は平成 32 年度末までの整備を指針としており、今後は今まで集まっていた委員の方々と再度議論した上で、面的の拠点整備を進めていきたいと考えている。

古川委員：地域生活支援部会について質問。2 ページに「退院前、退院後、それぞれの支援者が安心して支援ができる体制を検討する、という観点から、体験をテーマとして扱うこととなりました。」とあるが、体験について具体的に教えていただきたい。

菊池委員：一般的に、精神科からの退院で患者様が苦勞するのは環境のギャップである。例えば在宅からグループホームに入る場合や、日中活動に参加する場合、退院後すぐその環境に慣れることができるか、また、退院後の環境はどういった問題が発生するのか、ご本人の不安の軽減のために何回かその環境を体験してみる、そういった意味での体験である。

近藤委員：介護保険サービスの事業所の参入も見られるので、そことの連携も図られていると思うが、拠点が介護の事業所を使わせてもらう予定はあるのか。また、どういう施設をイメージしているか。

事務局：特養関係の事業所が数ヶ所、共生型サービスとして県の指定を取っている。最初は 3 障害への対応は難しいが、将来的には対応できるよう経験値を上げていきたいと聞いている。今懸念しているのは、高齢者関係の施設が障害関係に参入し、大きくウエイトを占めた場合、障害福祉分野の主体が高齢者施設となるのではないかということである。松戸市の障害福祉事業所にも高齢者施設同様頑張っていたらいいと思っている。

近藤委員：特養は居室が広く、部屋にトイレもついて、高齢者施設の方が豊かだとも思うこともある。比べると障害者施設が負けてしまう部分もあるが、拠点が良い資源になると良いと思う。

事務局：先ほど委員からのご意見にあったとおり、障害関係については疲弊している部分もある。高齢者関係に負けないように、皆で元気を出しながら頑張っていければと思うので、よろしくをお願いします。

平山委員：障害を持っている方の高齢化が進んでおり、当法人は居宅介護の共生型サービスの事業申請をしている。日中活動に関しても同様に、という声があるが、計算した結果、採算が合わず踏み出せないでいる。65 歳に到達するにあたって、知的や精神の方で新しい事業所に適応が困難な場合はそのまま障害福祉事業所の継続利用が認められる傾向にあるが、身体障害については判断が厳しく、65 歳を区切りに介護保険に移行することが多い。車椅子を使っているような身体障害の方への対応は高齢者施設もやりやすいが、知的、精神障害への対応は慣れない部分も多いと思うので、ぜひ高齢者施設へ障害理解の啓発を行ってほしい。また、共生型サービスについて、障害福祉サービスの中でどう位置づけていくのか検

討して行ってほしい。

事務局：福祉まるごと相談窓口が4月から開始となり、名前のおり高齢者、障害者、児童等全てを対象としている。今後の展開は未定の部分もあるが、国の方針を踏まえると今後分野横断的な姿勢は広がりを見せると思われ、連携しながらどの分野にも対応できるような市も取り組んでいきたいと考えている。

雑賀委員：相談支援部会に質問。現在セルフプランは何%か。また、セルフプランのため障害福祉サービスが適切に受けられていないということはあるのか。計画相談支援事業所とサービス提供事業所との連携がきちんとなされた上で計画は作成されているのか。計画の作成が事業の幹旋になってしまうようではあまり意味がないと考える。限りある資源を効率良く使えるような具体的な検討はなされているのか。

事務局：セルフプラン率は障害者およそ30%、障害児は60%である。セルフプラン利用者は単一のサービス利用が非常に多く、サービス調整の必要が生じていないが故に、計画相談を利用するメリットを感じづらいのではないかと考えている。今後利用者の高齢化を見据えて、どういった安心があるのか、といったメリットをアナウンスしていくなど方策を検討していきたい。また、計画相談の作成率は単なる数字ではなく、地域資源のネットワークの指標とも言えるため、計画の内容の充実も含めて、作成率向上を目指して今後も検討していく。

玉村委員：セルフプラン利用者は単一サービスの利用が多いという数字が出ており、そこへの働きかけを行うことで、作成率が上がると思われる。質を高めることは作成率向上の次のステップと考えている。

平山委員：放課後等デイサービスの事業所数は松戸市と柏市がずば抜けて多い。一般の企業も参入してきているということで、実態はまちまちである。国も質の充実を打ち出してきているが、実情を把握しているか。また、知的障害児の受け入れが多く、車椅子は危ないため肢体不自由のお子さんがなかなか受け入れてもらえないという声も多く聞く。松戸市での運営の現状と課題を把握してもらいたい。そうすれば、親御さんたちに計画相談の重要性を伝えるきっかけにもなると思う。

雑賀委員：長らく単一サービスしか利用してこなかった高齢のセルフプラン利用者の場合、ご家族も高齢で他のサービスがあることを知らないということもあるかもしれない。実際のところ困っているが、利用中の事業所がそのサービスしかやっていないため我慢している可能性もあるのが気になるところである。

玉村委員：単一サービス利用者の計画作成率が低い背景として考えられる1点目は、特別支援学校を卒業して生活介護や就労系サービスのみを利用している場合、相談支援機関に繋がる機会が少なく、また、計画相談の制度が始まる前の卒業生はなおさらその機会がないことが挙げられる。単一サービスの利用者数は算出できるため、そこへのアプローチは可能であるだろう。2点目としては、就労系サービスのみを利用している場合、比較的軽度な障害であるが故に、自身で調整できるため計画相談の必要性を感じにくいことが挙げられる。これに関しても、先ほどと同様にアプローチが可能と思われる。

## 11. ライフサポートファイルについて報告

事務局：ライフサポートファイルとは、障害のある子どもについて、ライフステージごとに、支援の担い手が変わりやすい移行期においても、一貫した支援が継続されるよう、家族や関係機関が共に関わることのできる情報伝達ツールとして、本人に関する様々な情報や支援内容を記録したり、関係機関等の支援計画を一冊にまとめたファイルとされている。藤田委員からの報告のとおり、こども部会においては、支援が必要な子どもが抜けなく、切れ目なく支援を受けられるために、保護者がライフサポートファイルを持参し、支援者が活用するのが当たり前となるような支援体制の構築を目的に検討を行っている。配布対象者は、支援が必要な障害児、障害の有無に関わらず発達の気になる児童としており、診断は受けていないが、発達の遅れが気になるお子さんや、今は〇〇に配慮すれば、困り事なく生活できるが、将来的に障害に該当するかもしれないというお子さんも、保護者の希望があればお渡しする。配布時期は、10月1日から、配布冊数は200部を予定。配布方法は、希望者に郵送または窓口での配布を予定。医療的ケア児については、昨年度実施した支援に関するニーズ調査対象者の方に、手紙にて希望調査を行った上で、ライフサポートファイルを希望する方に対して配布。配布する場所は、市障害福祉課、教育研究所、こども発達センター、基幹相談支援センターCoCoの4機関。周知方法は、広報まつど、ホームページ等への掲載と資料に記載の市内関係施設にチラシを配架。また、支援者向けの周知方法として、ライフサポートファイルの見本と使い方をチラシ配架機関および小中高校、病院等に送付し、校長会、子育て支援意見交換会などの各連絡会議等での説明会を実施する予定。相談支援専門員に対しては、毎年開催しているスキルアップ研修の中で先日説明会を実施した。最後に、配布後の利用者に対するサポート体制として、配布半年後、1年後に利用者向けのアンケート調査を実施する予定。このアンケート結果をもって、活用方法や定着状況を検証することによって、ライフサポートファイルを保護者が持参し、支援者が活用するための仕組みづくりについて、さらに検討を深めていきたいと考えている。また、ライフサポートファイルの導入については、「医療的ケア児の支援のための連携推進会議」が取りまとめた対応策の1つとされている。医ケア児支援の取組みについて、引き続き事務局から説明する。

## 1.2. 医療的ケア児支援の取組みについて報告

事務局：小児在宅医の学会で医療的ケア児の支援がテーマとなった。松戸市は先進的な施策を展開しているということで、取組みを紹介した際の資料を皆さんと共有できればと思う。研究班で調べた結果、平成27年度時点で医療的ケア児の人数は全国に1万7千人強。これまで残念ながら亡くなっていた命が、医療の進歩で生きることができるようになり、NICU等で入院し、落ち着いた後、地域で生活できるようになった。地域に出た後、本人と保護者がいきいきと生活していける体制をいかに整えていくかが全国的に課題となっている。平成28年の児童福祉法の改正により、医療的ケア児を地域で支えるための関係部署の連携推進を整えることが努力義務化されたほか、障害児福祉計画を障害者計画とは別に作ることで制度的に整えられた。松戸市は元々松戸市立総合医療センターにおいて充実した小児周産期医療があり、小児在宅医療も充実し、また、松戸特別支援学校も近くにあることから、多くの医療的ケア児がいるのではないかと予測があった。法律の改正前から公立保育所や公立小中学校では看護師を配置し、医療的ケア児が通所、通学しており、元々松戸市としての強みがあったため

導入はスムーズであったと思われる。会議の開催は年2回程度であり、先月第1回目を開催。構成員は市内でお子さんのためにご協力いただいている方々、医療関係者、障害福祉関係者、相談支援事業所、保健所、松戸特別支援学校、福祉部門に留まらない行政職員、学校関係者など。

これまでの経過として、まず、平成29年2～6月に松戸市にどれだけの医療的ケア児がいるのかという実態調査を行った。次に7～8月、ご家庭のニーズを聞き取るという調査と、事業所にどのような状況か聞き取る調査を実施。それらを踏まえ、8～10月に課題分析や対応策の検討を重ね、必要なものは予算要求し、今年度を迎えているという状況。調査結果より、80名の医療的ケア児が居住していることが判明。人口規模で考えると、市内は60名強の予想だったが、地盤が整っているということもあるのか80名という結果だった。平成27年の全国の調査では1万7千人だが、28年はレセプトで提携すると1万8千人を超えている状況であり、純粋な増加も含めて、現在はもう少し多く居住しているとも考えられる。家庭への調査結果として、「代わりにケアを依頼できる相手がない」、「介護からまる1日離れることができた日は無い」という回答が高い割合となっており、ご家族の負担や孤立している状況がうかがえる。自由記述の中で「子どもがいることで私の人生は終わった」という回答もあり、保護者が余裕を持って生活できることが、今後の子育てに繋がっていくため、お子さんはもちろん、保護者やきょうだいも支援していくことが重要だと改めて認識した。

事業所への調査結果として、研修を受けるための人員体制や費用負担が大きいことがわかった。また、看護師配置をしている事業所で、専門職としてのプロ意識はあっても、医療的ケア児を支援した経験がなかったり、慣れていなかったりという声が多く、研修のような慣れる場が必要ということが判明した。対応策としては、介護職、看護師、相談支援専門員にまずは支援方法を知ってもらい、慣れてもらうため今年度から研修の実施や、研修費用の補助を実施。また、取り組みの1つとして、ライフサポートファイルの配布も開始する。先述のとおり、保育所や学校では既に看護師を配置していたところだが、国の補助金を使いながら積極的に実施していく。普及啓発として、医療的ケア児というお子さんがたくさん暮らしているということを1人でも多くの方に知っていただくために、交流会やイベントを開催していく予定である。これらを障害児福祉計画に位置づけ、推進していく。まずは地域で暮らすための従事者、専門職種の方々に対して研修等を通じて医療的ケア児について知っていただき、支援に繋げていくことが重要。また、保育所や特別支援学校に通えても、卒業後は生活介護事業所が定員いっぱいになかなか入れず、自宅で過ごしながらか待機している方もいる。よって、保育所や学校に通える環境と、地域における居場所や支援も同時に整備していくことが求められる。

8月20日(月曜)に「ほわほわの森で遊ぼう!!」というイベントを開催するのでお知らせさせていただく。在宅の難病・医療的ケアのあるお子さんときょうだい、保護者の交流が目的。保護者同士は交流、お子さん同士は看護師の協力の下、日頃思いっきり遊ぶ機会の少ないきょうだいも含めて広場で遊んでもらおう、というイベントを東松戸で開催予定。限定10組の募集で、現在空きがあるので関係者に周知していただければと思う。

### 1.3. 松戸市指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者の指定状況について報告

事務局：指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所については、松戸市が障害者総合支援法並びに児童福祉法の規定に基づいて、事業所の指定を行っているため、その状況を報告。平成 29 年度中は、2 件の新規事業所指定があり、1 件の休止の届出があったため、年度末時点では、24 ヶ所の特定相談支援事業所と 20 ヶ所の障害児相談支援事業所が運営している状況。平成 30 年度に入ってから、1 件の事業所に運営法人の変動があったことに伴い、廃止と新規指定が同時に行われたほか、1 件の新規事業所指定があったため、現在は、25 ヶ所の特定相談支援事業所と 20 ヶ所の障害児相談支援事業所が運営中。平成 30 年度は大きな制度改正があり、相談支援事業所の混乱や質問等が今後も続くと思われるため、計画相談支援事業所の後押しと、計画相談の内容の充実に向けて、指定権者として、引き続き適切な指導及び情報提供等を行っていく。

#### 14. 報告事項について質問

各委員：質問なし

雑賀委員：全てに共通しているのは、横断的に、包括的に取り組んでいく必要があるということである。

自立支援協議会の提言をもとにライフサポートファイルが実現に至ったところだが、出来上がって終わりではなく、出来上がったことは始まりにすぎないので、定着に向けて検討を継続していかなければならない。また、長く使ってもらうためには、各支援機関が繋がっているという実感を利用者には示せないといけないのかなと思う。各事業が繋がっているということを示していくためにも、各部会の方向性を共有していくことも必要だと思うので、専門部会長を中心とした幹事会の開催ができればと考えている。事務局に準備をお願いしてもよろしいか。

事務局：承知した。幹事会については後日通知させていただく。

雑賀委員：今後も皆さまにご協力をいただきながら進めていければと思う。よろしくお願いします。